

(5) 「政府に対する意見」への政府の対応状況等

ア 令和3年「政府に対する意見」への政府の対応状況

令和3年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見」(審査会意見)として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目ごとに、順次記述する。

令和3年審査会意見の項目

- 1 特定秘密文書の管理関係
- 2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と
国民への公表
- 3 審査会への対応関係
- 4 独立公文書管理監関係
- 5 特定秘密指定書関係

1 特定秘密文書の管理関係

意見	各行政機関における対応
<p>各行政機関においては、保全教育等を通じ特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。特に不適切な管理事案が発生した行政機関については、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施すること。また、引き続き適合事業者等における秘密保全状況の把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すこと。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>内閣保全監視委員会（令和4年5月）において、小林国務大臣（当時）から各行政機関に対して、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について改めて徹底するよう求めた。</p> <p>また、関係行政機関の会議（令和4年4月）において、当室からも同様の求めを行った。さらに、不適切事案の発生した行政機関における特定秘密文書の管理の見直しや研修の強化などの再発防止策を関係行政機関に紹介し、保護措置の参考となるよう周知した。</p> <p>今後も、当室から、特定秘密の不適切な管理事案が発生しないよう、厳格な管理、保護を改めて求め、仮に不適切な管理が明らかになった場合には、発生原因や再発防止策の共有を求め、それらを各行政機関に共有したいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年11月15日 審査会）</p> <p>内規に定める保全教育を年1回、保全検査を年2回実施している。これらの機会に職員の意識、理解を徹底し、適切な管理がなされているか否かを確認している。</p> <p>特定秘密文書の持ち出し事案²¹を受けた再発防止策として、印刷する場合には保全責任者の許可を要することとした。また、保全責任者が印刷ログを定期的に確認し、管理簿への記載状況等を確認するなど、文書の管理体制を強化した。さらに、本事案の問題点をケーススタディーとして記載するなど、教育内容を見直した上で保全教育を徹底した。このような事案が二度と起こることのないよう、再発防止に万全を期す。</p> <p>適合事業者の秘密保全状況の把握については、適合事業者に対し、契約に基づき、必要に応じて立入りを伴う検査を実施しているほか、再委託先の業者についても、第一次委託先の保全検査に同行する形で立入検査を行うこともある。引き続き、情報管理に万全を期していく。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日・27日 審査会）</p>

²¹ 令和3年9月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書15件を自宅としていた公務員宿舎に持ち帰っていたことが判明した。当該事案に関する質疑等については、令和3年年次報告書（衆議院情報監視審査会）63頁以下を参照。

1 特定秘密文書の管理関係

意見

各行政機関における対応

【国家安全保障会議】

国家安全保障会議の事務局である国家安全保障局において、特定秘密保護法等の関連諸規定に基づき、保有する特定秘密文書について適切な管理を行うとともに、定期的に保全教育を行うこと等により、職員の意識の向上を図っているところであり、引き続き特定秘密文書の適切な管理に努めていく。

(令和5年3月6日 審査会)

【内閣官房（国家安全保障局）】

特定秘密保護法等の関連諸規定に基づき、保有する特定秘密文書について適切な管理を行うとともに、定期的に保全教育を行うこと等により、職員の意識の向上を図っているところであり、引き続き特定秘密文書の適切な管理に努めていく。

(令和5年3月6日 審査会)

【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】

特定秘密保護法を始めとする各種規程を遵守し、秘密の保護を徹底するとともに、職員に対し保全教育を実施し、必要な知識の習得と意識の高揚を図っている。保全教育については、継続的に内容の改善を図るとともに、教育の際には、特定秘密保護制度の概要等に加え、文書の作成、受領及び廃棄といった具体的な手続も周知している。引き続き秘密の保護を徹底し、適切な管理に努めたい。

(令和5年3月6日 審査会)

【警察庁】

警察庁における特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を、職員が少なくとも年1回受講することができるように実施している。令和3年中は、同年7月に保全教育を実施するとともに、それ以降新たに特定秘密を取り扱うことになった職員に対しては、保全教育資料を配付するなどして、職員の意識及び理解を徹底している。

また、同訓令に基づき、特定秘密の保護の状況について、毎年度2回以上検査を実施することとしており、令和3年度中は令和3年9月と令和4年3月に検査を実施するなどして、特定秘密の適切な管理に努めている。

(令和5年3月27日 審査会)

1 特定秘密文書の管理関係

意見

各行政機関における対応

【総務省】

総務省特定秘密保護規程（平成 26 年 12 月 10 日総務省訓令第 47 号）に基づき、従前より特定秘密文書を厳正に管理しているところ、引き続き緊張感を持って特定秘密文書の管理に当たる。

（令和 5 年 3 月 27 日 審査会）

【公安調査庁】

先般の内閣情報調査室における特定秘密文書の持ち出し事案²²を受け、こうした事案の発生を防止するべく、特定秘密文書の印刷手続を見直し、より厳格にするため、特定秘密文書を印刷する場合は保全責任者の許可を得ること、特定秘密文書の印刷履歴及び管理簿への記載状況について保全責任者による定期的な確認を行うこと、等の措置を実施した。

また、保全教育の説明資料を見直し、内閣情報調査室における特定秘密文書の持ち出し事案の概要と、当庁において新たに実施することとした措置を周知することとした。

（令和 5 年 3 月 27 日 審査会）

【経済産業省】

令和 3 年 5 月、省内保護規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われている特定秘密文書 1 件が発見された。当該事案については、内閣情報調査室に情報提供・相談の上、適切に対処した。令和 4 年 3 月 17 日の審査会²³で報告したとおり、当該文書については、紛失、破損、流出、漏えいは確認されておらず、令和 3 年 10 月に経済産業省から交付元の省庁に改めて交付し直した。再発防止に向けて、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚等を図った。

（令和 5 年 3 月 27 日 審査会）

【外務省】

定期的な保全教育を通じ、職員の意識及び理解を徹底させ、適切な管理がなされているか改めて確認した。適合事業者については、秘密保持の体制を定期的に確認するとともに、第三者機関への照会や確認等を通じて適性評価を強化している。引き続き、情報管理に万全を期し、特定秘密保護法等に沿った管理を徹底する。

（令和 5 年 4 月 10 日 審査会）

²² 脚注 21 参照

²³ 令和 3 年年次報告書（衆議院情報監視審査会）89 頁以下参照。

1 特定秘密文書の管理関係

意見

各行政機関における対応

【海上保安庁】

職員の教育や特定秘密文書の管理状況の検査を定期的を実施するとともに、公文書管理制度を十分に理解の上、不適切な特定秘密文書の取扱いが行われないよう、今後も緊張感を持って特定秘密文書の適切な管理運用に努める。

(令和5年3月27日 審査会)

【防衛省】

内規に基づき、特定秘密の保護状況について年2回以上定期検査等を実施するとともに、全職員を対象とした保全教育を年1回以上実施している。保全教育に当たっては、秘密保全と文書管理の担当部署との連携を密にして、秘密保全及び文書管理に関して一元化した教育を実施している。

今般の特定秘密漏えい事案の発生を重く受け止め、再発防止策を検討し、今後の秘密保全の徹底に努めていきたい。

適合事業者については、特定秘密の保護に関する業務の実施体制、特定秘密文書等の取扱い、保管状況の点検、従業員に対する教育等を定めた保全規則を作成することとなっており、当該規則に従い、特定秘密を適切に管理している。

引き続き、適合事業者に対し、契約に基づき、特定秘密の保全措置の実施状況について必要に応じて現地検査をするなどして、情報管理に万全を期していく。

なお、今般の特定秘密漏えい事案に関しては、防衛大臣指示を発出し、全職員に対して、情報保全に関する意識の更なる徹底を図るための教育を直ちに実施している。

(令和5年1月20日 審査会)

【防衛装備庁】

秘密保全に関する意識の向上や制度の更なる理解を促進するため、特定秘密取扱職員を含む全ての職員に対する教育を実施している。

また、特定秘密を取り扱う適合事業者（下請負者を含む。）に対しては、契約に付す特約条項に基づいて、適合事業者に特定秘密の保護措置を講じさせるとともに、毎月1回、その保護状況を实地で検査することにより、秘密保全体制が厳格に履行されていることを確認している。

今後とも、適合事業者における特定秘密の保護に係る体制の把握や適性評価の実施状況の確認に万全を期していく。

(令和5年3月6日 審査会)

2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表

意見	各行政機関における対応
<p>各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>重大な事案が発生した場合には、当室としては、漏えいの有無の判断理由を含む事案の概要及び経緯、さらには再発防止策を把握し、情報監視審査会への速やかな報告及び早期の公表に向け、当該行政機関と緊密に連携していく。関係行政機関の会議において、各行政機関に対し、厳格な管理を求めるとともに、不適切な管理事案が発生した際には、当室に一報し、情報監視審査会への速やかな対応等につき相談するよう呼びかける。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年11月15日 審査会)</p> <p>令和3年に発生した特定秘密文書の持ち出し事案²⁴について、令和4年3月10日の審査会において報告を行った。その際、可及的速やかな公表が必要であるとの指導を受け、関係部署への説明等を行った上で、3月18日に公表した。今後、再発防止に万全を期すことは当然として、万一特定秘密の管理について重大な事案が発生した場合には、審査会へ速やかに報告し、丁寧に説明する。また、国民に対しても可能な限り早期に公表する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月6日・27日 審査会)</p> <p>【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】</p> <p>基本的にはそのような事案を発生させないことが一番大事だと思っているが、万が一、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、審査会に対して速やかに報告し、丁寧に説明するとともに、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月6日 審査会)</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>不適切な管理事案が生じることのないように厳格な管理運用を徹底しているが、万が一、不適切な管理事案が生じた場合には、審査会に対し速やかに報告し、具体的な調査内容や再発防止策等について丁寧に説明するとともに、国民に対しても早期に公表するよう対応する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日 審査会)</p> <p>【防衛省】</p> <p>不適切な管理事案が発生し、又は発生したおそれがあるときは、特定秘密管理者を通じて大臣に報告するとともに、事実の調査を行い、かつ、特定秘密を保護する上で必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>今後も、不適切な管理等の事案が発生した際は、調査を尽くすとともに審査会に報告を行い、国民に対しても公表する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年1月20日 審査会)</p>

²⁴ 脚注 21 参照

2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表

意見	各行政機関における対応
	<p>【防衛装備庁】</p> <p>特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無及び再発防止策等について、審査会に速やかに報告し、可能な限り早期に对外公表するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日 審査会）</p>

3 審査会への対応関係

意見	各行政機関における対応
<p>各行政機関においては、審査会意見で繰り返し当審査会への対応の改善を求めてきたことも重く受け止め、審査会での説明方法や資料の在り方について検討すること。なお、説明に当たっては、必要な場合には特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう求めた令和元年審査会意見の趣旨を踏まえ、引き続き真摯に対応すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>内閣保全監視委員会（令和4年5月）において、小林国務大臣（当時）から各行政機関に対し、情報監視審査会の調査及び審査に対し適切かつ真摯な説明を行うよう求めたほか、関係行政機関の会議（令和4年4月）において、当室から各行政機関に対し、審査会における審議においては不開示情報を交えた説明を行うなど引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関においても適切な対応がなされるものと考えている。</p> <p>今後、同様の会議で繰り返し注意喚起等をしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年11月15日 審査会）</p> <p>必要な場合には特定秘密以外の不開示情報を用いて、可能な限り丁寧な説明を心がけている。</p> <p>また、過去2回、内閣衛星情報センターへの委員派遣を受け入れ、特定秘密文書を提示するなど、衛星センターの業務や保護状況等について説明した。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日・27日 審査会）</p> <p>【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】</p> <p>これまでも、審査会の場において説明を求められた場合には、可能な限り丁寧な説明の実施に努めてきた。引き続き適切な対応に努める。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日 審査会）</p> <p>【警察庁】</p> <p>審査会からの説明要求がなされた場合、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえ、できる限り説明を尽くすべく、審査会が特定秘密の指定等の適正性について十分な調査を行うことができるよう、今後とも特定秘密以外の不開示情報についても必要な説明をするよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月27日 審査会）</p>

3 審査会への対応関係	
意見	各行政機関における対応
	<p>【公安調査庁】 審査会の趣旨を踏まえ、特定秘密以外の不開示情報についても説明を求められた場合は、積極的に説明している。 (令和5年3月27日 審査会)</p> <p>【外務省】 指摘を踏まえ、特定秘密を指定する各部局において、これまでの年次報告書における審査会の意見等をよく踏まえた対応を取るよう周知徹底した。また、説明に当たっては、可能な範囲で積極的に説明するよう、省内関係部局に周知徹底した。 (令和5年4月10日 審査会)</p> <p>【海上保安庁】 審査会への行政機関による丁寧な説明が国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼が得られることにつながることを強く認識し、これまで審査会からの説明要求には、丁寧な対応に努めてきた。今後も審査会から必要な報告や資料の提出を求められた場合には、真摯に対応する。 (令和5年3月27日 審査会)</p> <p>【防衛省】 これまでも不開示情報を用いて可能な限り丁寧な説明を行ってきたが、引き続き適切な対応に努める。 (令和5年1月20日 審査会)</p> <p>【防衛装備庁】 資料提出や説明聴取において、特定秘密ごとの文書件数や、防衛装備庁の機関ごとの適性評価の実施件数など、不開示情報も含めて説明を実施した。 (令和5年3月6日 審査会)</p>

4 独立公文書管理監関係	
意見	各行政機関における対応
<p>独立公文書管理監においては、「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察について、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外から主体的に選択するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。</p>	<p>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 存否の検証・監察の対象文書については、従前より、対象部署において「写し」の類型以外の行政文書を保有している場合には、当該行政文書を主体的・積極的に選定してきている。実施件数については、令和2年度は42件、令和3年度は61件と増えており、令和4年度においても前年度を上回る件数となる見込みである。 (令和4年11月15日 審査会)</p>

5 特定秘密指定書関係

意見	各行政機関における対応
<p>各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること。また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、不開示情報を含めより具体的に説明するよう努めること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>内閣保全監視委員会（令和4年5月）において、小林国務大臣（当時）から各行政機関に対して情報監視審査会の調査及び審査に対し適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。</p> <p>また、改めて関係行政機関の会議において、当室から各行政機関に対して、指定の理由を精査するよう求めるとともに、審査会に対して説明する場合には、不開示情報を含め、より具体的に説明するよう重ねて依頼する。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年11月15日 審査会）</p> <p>指定要件の充足性等の判別が可能となるよう、「指定の理由」を具体的に記載してきている。新規指定の際や指定の理由点検の際に改めてこれを精査し、引き続き適切な対応に努める。また審査会等の際に説明を求められた際には、必要に応じて、特定秘密以外の不開示情報を用いて、可能な限り丁寧な説明を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日・27日 審査会）</p> <p>【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】</p> <p>「指定の理由」については、具体的に記載することに努めているが、新規指定の際は改めてこれを精査し、引き続き適切な対応に努める。また、説明を求められた際には、可能な限り丁寧に説明を行うよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月6日 審査会）</p> <p>【警察庁】</p> <p>特定秘密指定書の「指定の理由」を記載するに当たっては、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、特定秘密の3要件（別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性）の充足性について、それぞれの要件に対応する形で記載している。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月27日 審査会）</p> <p>【総務省】</p> <p>従前より、特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となるよう「指定の理由」において特定秘密の概要を具体的に記述している。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月27日 審査会）</p> <p>【外務省】</p> <p>外務省では特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となるよう、また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、可能な範囲で積極的に説明するよう、省内関係部局に周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年4月10日 審査会）</p>

5 特定秘密指定書関係

意見	各行政機関における対応
	<p>【海上保安庁】</p> <p>特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」の記述内容については、特定秘密の指定要件の充足性等の判断が可能となるような具体的な記載に努めるとともに、毎年実施する指定の理由の点検においても記述内容を精査し、指定要件の充足性等が判別可能な記載となっていることを再確認することにより、適切な運用に努めている。</p> <p>審査会からの説明要求に対しては、求められた説明内容について、具体的な記述が困難な場合、必要に応じ、不開示情報を含め具体的な説明を行うなど、丁寧に対応する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日 審査会)</p> <p>【防衛省】</p> <p>特定秘密を指定する際は、特定秘密管理者が運用基準で定めるところにより、必要事項を記載した書面を作成し、大臣に報告することとなっており、必要事項の一つである指定の理由の中に、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとなっている。また、審査会から当該指定の理由の説明を求められた場合は、不開示情報を含め、具体的に説明する。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年1月20日 審査会)</p> <p>【防衛装備庁】</p> <p>「指定の理由」には、特定秘密の指定の3要件を可能な限り具体的に記載するとともに、指定を維持する期間や解除条件が明確であるものについては、これらも具体的に記載している。また、本審査会から説明の求めがあった場合には、より具体的な説明が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月6日 審査会)</p>

意見全体に対する対応関係

<p>【法務省】</p> <p>特定秘密の管理については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び法務省特定秘密保護規程に従っているところ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、その適正な運用に努める。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日 審査会)</p> <p>【出入国在留管理庁】</p> <p>特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務及び適性評価に関する手続等については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び出入国在留管理庁特定秘密保護規程に従っているところ、衆議院情報監視審査会におけるこれまでの意見を踏まえ、制度所管庁等と必要な連携を図りつつ、引き続き、その適正な運用に努める。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日 審査会)</p>

イ 令和3年中の特定秘密文書等の廃棄状況

(7) 保存期間が1年以上のもの

保存期間が1年以上である特定秘密文書の廃棄については、各行政機関の長は運用基準に基づき、内閣保全監視委員会を通じ内閣総理大臣に、廃棄した特定行政文書ファイル等の件数を報告することとなっており、国会報告にもその有無等が記載されている。

令和4年6月提出の同報告によると、令和3年中に特定行政文書ファイル等を廃棄した件数は、321件で、経済産業省の内閣官房から提供を受けた衛星画像に関するファイル7件、防衛省の防衛、警備等計画等に関するファイル312件及び防衛装備庁の潜水艦の設計等に関するファイル2件であった。

○廃棄された特定秘密文書（保存期間1年以上）

保有省庁	経済産業省
廃棄した特定行政文書ファイル等の件数	7件（7ファイル）
文書の概要	平成23～29年度情報収集衛星画像関係
廃棄理由	保存期間満了のため

→「2(2)ケ 経済産業省」参照

保有省庁	防衛省
廃棄した特定行政文書ファイル等の件数	2,146件（312ファイル）
文書の概要	「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書
廃棄理由	いずれも複製物であって、原本が引き続き保管されているものであることから、保存期間満了時の措置を廃棄とした。 独立公文書管理監から当該措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣から廃棄同意が得られたことから、関係規則に基づき、適切に廃棄を行った。

→「2(2)サー② 防衛省（大臣官房）」参照

保有省庁	防衛装備庁
廃棄した特定行政文書 ファイル等の件数	3件（2ファイル）
文書の概要	平成17年に作成した潜水艦の設計等に関する文書
廃棄理由	いずれも使用目的を達成したことから、引き続き保有する必要がないと判断し、廃棄手続きを行った。 平成30年3月15日、独立公文書管理監から「廃棄と設定された保存期間満了時の措置は妥当」との通知を受けた。また令和3年7月20日、内閣総理大臣から廃棄に同意する旨の回答を得た。 このことから、関係規則に基づき、令和3年10月29日に適切に廃棄した。

→「2(2)シ 防衛装備庁」参照

(4) 保存期間が1年未満のもの

保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄については、平成29年4月、国会質疑や新聞報道等があった。これを受けて、当審査会も改めて詳細な資料要求を行ったところ、内閣情報調査室において作成した類型（以下、「平成29年提出資料の類型」という。）に従って、平成28年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。

その後、近年の公文書管理の在り方についての批判の高まりを契機に、政府が各省庁に公文書の取扱いについて示す指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」が平成29年12月に改正され、保存期間を1年未満と設定することができる文書の類型（以下、「改正ガイドラインの類型」という。）が新たに作成された。

平成30年、当審査会から、特定秘密文書の廃棄件数について前年同様の資料要求を行ったところ、政府からは、この改正ガイドラインの類型に沿って、平成29年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。これに対し、文書廃棄の継続的監視の観点から前年との比較も必要と判断し、改めて平成29年提出資料の類型に基づく報告も求めたところ、政府からこれに応じた廃棄件数が提出された。令和元年以降も、引き続き両類型に基づく件数の提出を求めてきたところである。

上記の経緯を踏まえ令和4年も、政府より、改正ガイドラインの類型及び平成29年提出資料の類型の双方に基づき、令和3年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数が各々提出された（後掲《表2-5-1》《表2-5-2》参照）。

《表 2-5-1》令和3年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数
(改正ガイドラインの類型)

ガイドラインの類型		廃棄 件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	659,967
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	11,736
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	841
7	保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	383
8	新ガイドラインの類型(上記1~7)に該当しない文書	0

合計 **672,927** 件

※保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁の6機関であった。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-5-2》 令和 3 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数
(平成 29 年提出資料の類型)

類型		文書の廃棄を 問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数		
1	別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し	(1) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房	13,501	660,585
				公安調査庁		
				外務省		
				防衛省		
2	別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	(2) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房	2,566	660,585
				警察庁		
				公安調査庁		
3	暗号関係	(3) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房	639,305	660,585
				防衛省		
4	他の行政機関が引き続き保管している文書	(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房	5,213	660,585
				防衛省		
2	別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]	11,962	11,962
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	380	380

合計 **672,927** 件

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

ウ 行政文書不存在の特定秘密の現状（令和3年末時点）

行政文書が不存在である特定秘密については、過去複数回²⁵にわたり、当審査会の年次報告書における審査会意見の中で指摘してきており、引き続き政府における対応を注視している。令和3年においても、各行政機関より特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を受け、集計し、表に取りまとめた《表 2-6》。

《表 2-6》 行政文書不存在の特定秘密の現状（令和3年末時点・行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣官房	12	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	12
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
経済産業省	4	他機関が保有しているもの	4
防衛省	109	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	25
		物件が存在しているもの	82
		具体的な情報が未出現のもの	(※) 2
防衛装備庁	3	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2
		具体的な情報が未出現のもの	(※) 1

(※) 令和4年に文書作成済み。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

²⁵ 平成28～30年審査会意見